

社会福祉法人 北摂福祉会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北摂福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長及び業務執行理事の月額報酬と年額は、理事会が額を決定する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた費用及び旅費を支給するものとし、賞与、通勤手当及び退職手当は支給しない。

(常勤の役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬等の算定方法

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 通勤手当 法人職員の例により算定した額
- (3) 旅費 法人職員の例により算定した額

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬の額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表2に定める額
- (2) 費用 別表2に定める額

(3) 旅費 法人職員の例により算定した額

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員の報酬等は、支給しない。

(報酬の支払い方法と控除)

第7条 役員等に対する報酬等の支給方法は、法人職員の例による。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 月の途中で役員に就任した時、または月の途中で役員を退任した時、あるいは死亡した時は、報酬は日割り計算で支払うものとする。

(支給日)

第8条 理事長の報酬は、毎月25日に支払う。(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(公表)

第9条 この法人は、この規程を役員等の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。

2 役員等報酬及び費用弁償規程(平成23年6月1日制定)は廃止する。

別表 1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	毎月 20,000 円
業務執行理事	職員賃金として支給

別表 2 (非常勤の役員等の費用)

監事による業務監査半日	1回 30,000 円
監事による業務監査終日程度	1回 50,000 円
交通費	1回
交通用具(自動車及び自動二輪車)を使用して理事会への出席	能勢町内 2000 円 能勢町外 3000 円
交通用具(自動車及び自動二輪車)を使用して評議員会への出席	能勢町内 2000 円 能勢町外 3000 円
公共交通機関利用	2,000 円

定款第 21 条による役員報酬総額の記載されている総額の範囲の額
年間総額 600,000 円